

第1006条 担当技術者

1. 受注者は担当技術者を定めた場合（変更する場合）は、その氏名、その他必要な事項を監督員に提出（〔Ⅱ編〕様式-28、29）するものとする。
2. 担当技術者は、土木工事に係る業務である場合は次の第1号から第8号のいずれかの者、除染作業業務に係る業務である場合は次の各号のいずれかの者でなければならない。
 - (1) 技術士（総合技術監理部門（建設関係科目）又は建設部門）又は技術士補（建設部門）
 - (2) 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
 - (3) シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）
 - (4) 土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者、土木学会1級土木技術者又は土木学会2級土木技術者
 - (5) 公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者
 - (6) 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工物品質確保技術者（Ⅰ）、公共工物品質確保技術者（Ⅱ）
 - (7) ふくしまME（防災・保全）資格取得者
 - (8) 発注者が発注した土木工事に関する品質検査業務又は工事管理業務の実務経験を1年以上有する者
 - (9) 除染業務講習会業務監理者コースを受講した者（除染作業業務委託に係る業務の場合に限る。）
3. 前項第8号の「品質検査業務」とは、公共工事の発注者を支援する立場として、使用材料について設計図書と照合、施工状況について設計図書と照合、施工状況の把握、不可視部分や重要構造物の段階確認、工事検査の立会を行う業務をいい、「工事管理業務」とは、公共工事の発注者を支援する立場として、工事受注者に対する指示、協議に必要な資料の作成、工事受注者から提出された資料と設計図書との照合、現地の確認、設計図書と現場が一致しない場合の調査及び検討に必要な資料の作成、設計変更に必要な調査、測量及び図書等の資料作成、地元等との協議・調整に必要な資料作成を行う業務をいう。
4. 受注者は、担当技術者を特記仕様書に示す場所に配置し、担当技術者は、管理技術者の指示に従って工事等の監督員が行う監督業務の補助を行うものとする。
5. 担当技術者は、工事等の立会や確認結果については、管理技術者の指示・指導の下、遅滞なく監督員に報告しなければならない。
6. 担当技術者は、対象の工事等の契約に定める工事等の監督員ではなく、指示、承諾、協議及び検査の適否の判断等を行う権限は有していないものとする。したがって、担当技術者は、工事等の受注者、現場代理人又は主任技術者等に対し、書類の作成や修正、工事の方法・結果等のいかなる事項についても指示・承諾・協議することができない。ただし、監督員が必要と認めた情報連絡等を行う場合はこの限りではない。

第1007条 工事等の現場技術業務の内容及び区分

工事等の現場技術業務の内容及び区分は、原則として別表-1のとおりとする。

第1008条 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事等の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
2. 監督員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。
 - (1) 技術者経歴・職歴
 - (2) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項

第1009条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監